# 第4節

# 援助実施の原則の運用

政府では、ODA大綱の援助理念にのっとり、国際連合憲章の諸原則などを踏まえ、その国の援助への需要や社会経済の状況、二国間関係などを総合的に判断し、各国への支援を行っています。

政府開発援助(ODA)は、開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与し、誰もが人間らしく平和に生きられる世界を実現すること、そして、国際社会の平和と発展への貢献を通じて日本の安全と繁栄を確保することを主たる目的としています(注69)。

国民の税金を原資とするODAを 適正に支出するため、ODA大綱の 援助理念にのっとり、国際連合憲章 の諸原則(特に、主権平等および内 政不干渉)や以下に示した諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係などを総合的に判断した上で支援を行っています。

- ①環境と開発を両立させる。
- ②軍事的用途および国際紛争助長 への使用を回避する。
- ③テロや大量破壊兵器の拡散を防止するなど国際平和と安定を 維持・強化するとともに、開発 途上国はその国内資源を自国の

経済社会開発のために適正かつ 優先的に配分すべきであるとの 観点から、開発途上国の軍事支 出、大量破壊兵器・ミサイルの 開発・製造、武器の輸出入など の動向に十分注意を払う。

④開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権および自由の保障 状況に十分注意を払う。

## 具体的な運用について

援助実施の原則の具体的な運用に際しては、一律の基準を設けて機械的に適用するのではなく、相手国の諸事情やその他の状況を総合的に考慮して、ケース・バイ・ケースで判断することが不可欠です。また、開発

途上国の国民への人道的な配慮も必要です。日本が援助実施の原則を踏まえ、援助の停止や削減を行う場合、最も深刻な影響を受けるのは被援助国の一般国民、特に貧困層の人々です。したがって、援助を停止・削減す

る場合でも、緊急的・人道的支援の 実施については、特別な配慮を行う などの措置も併せて検討することが 必要です。

#### ● 環境や社会への配慮

経済開発を進める上では、環境への負荷や現地社会への影響を考慮に入れなければなりません。日本は、水俣病をはじめとする数々の公害の経験を踏まえ、ODA実施にあたって環境への悪影響が最小化されるよう、慎重に支援を行っています。また、開発政策によって現地社会、特に貧

困層や女性、少数民族、障がい者など社会的弱者に望ましくない影響が出ないよう配慮しています。たとえば、JICAは2010年4月に新「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定め、事前の調査、環境レビュー、実施段階のモニタリングなどにおいて、環境社会配慮面の確認

手続を行っています。さらに、日本は、 「開発におけるジェンダー主流化」の 推進のため、政策立案、計画、実施、 評価のすべての段階にジェンダーの 視点を取り入れていく方針をとって います。

注69 OECD-DACの定義によれば、政府開発援助(ODA)とは、以下の3要件を満たす資金の流れと定義されている。

① 政府もしくは政府の実施機関によって供与されるものであること。

② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。

③ 資金協力については、その供与条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっており、グラント・エレメントが25%以上であること。

#### 軍事的用途および国際紛争助長の回避

日本のODAが開発途上国の軍事 的用途や国際紛争助長に使用される ことは、厳に回避されなければなり ません。したがって、日本は、ODA により開発途上国の軍や軍人を直接

の対象とする支援は行っていません。 一方、日本はテロとの闘いや平和 構築に積極的に貢献しています。ま た、日本の援助物資や資金が軍事目 的に使われることを回避するため、

たとえテロ対策などのためにODA を活用する場合であっても、援助実 施の原則を踏まえることとしてい ます。

## ● 民主化の促進、基本的人権、自由の保障のための対応

開発途上国において政治的な動乱 後に成立した政権は、民主的な正統 性に疑いがある場合があり、人権侵 害に歯止めをかけるはずの憲法の停 止や民主的手続によらない政府によ る住民への基本的人権の侵害につい ても懸念されます。このような場合、 日本は、ODAによる支援について 慎重な対応をとることにより ODA が適正に使われることを確保すると 同時に、開発途上国の民主化状況や 人権状況などに日本として強い関心 を有しているとのメッセージを相手 国に伝えています。

ミャンマー: 2003年5月30日に スー・チー女史が軍事政権である ミャンマー政府に拘束されて以降、 緊急性が高く人道的な案件、民主化 などのための人材育成に関する案 件、カンボジア、ラオス、ミャンマー、 ベトナム(CLMV) 諸国もしくは

ASEAN全体を対象とした案件につ いては、政治情勢を見守りつつ、案 件の内容を個別に吟味した上で実施 しています。今後、日本は、国民和解・ 民主化プロセスの速やかな進展など をミャンマー政府に求めつつ、ミャ ンマーに対する経済協力を検討して いく考えです。

フィジー: 2006年12月の国軍によ る無血クーデターの後、バイニマラ マ国軍司令官が政権を掌握していま す。バイニマラマ首相は2009年7 月に、2014年9月の総選挙実施に向 けたロードマップを発表しましたが、 より早い時期における総選挙実施を 求める声が国際社会から上がってい ます。日本は、今後の民主的な総選 挙までの状況を注視しつつ、フィ ジーにおける速やかな民主的政治体 制の回復をフィジー現政権に対して 働きかけています。また、ODAに

関しては、民主化プロセスの進ちょ くを見極めつつ、当面、個別の案件 ごとに実施の可否を慎重に検討する 方針です。

マダガスカル: 2009年3月に、軍 の支援を受けたラジョリナ・アンタナ ナリボ市長を中心とする「暫定政府」 が発足しました。日本は、このよう な憲法秩序にのっとらない形の政権 交代について懸念を表明し、民主的 手続に基づき早期に憲法秩序が回復 されるよう働きかけています。ODA に関しては、当面新規の二国間援助 は原則として行わないこととする一 方、緊急的・人道的性格を有する新 規案件および民主化プロセス支援の ための新規案件を実施する必要が生 じた場合には、案件内容および実施 形態を個別に検討し、実施の適否を 判断していく方針です。